

(仮称)西脇市こども条例(案)イメージ**目的**
(第1条)

こども：夢を持って健やかに成長
子育て家庭：安心してこどもを育てる まちづくりを推進!!

基本理念 (第3条)

①人権の尊重及び
 こどもの最善の利益
 ・人権が尊重される
 ・思いや意見が大切にされる
 ⇒年齢や成長に応じた最善の利益が考慮されること

②喜びを実感できる子育て
 ・自信を持ってこどもと向き合い、愛情を持って育て、こどもの成長に喜びを実感することができること

③関係者の連携・協働
 ・保護者、市民、学校園等関係者、事業者及び市が役割等を自覚し、主体的に取り組むとともに、相互に連携、協働すること

役割・責務 (第4条～第8条)**保護者** (第4条)

- ・保護者は、子育ての第一義的責任を有すること及び家庭がこどもの人格形成に基本的な役割を果たしていることを認識し、次に掲げる役割を果たすよう努める
- (1) こどもが心身ともに安らぐことができる家庭環境づくりを行うこと
- (2) こどもが豊かな人間性を育むとともに社会性を身に付けることができるよう、その成長を見守り支えること

市 (第8条)

- ・こども及び子育て家庭の支援に関する総合的かつ計画的な施策を実施する
- ・保護者、市民、学校園等関係者及び事業者がそれぞれの役割を果たすことができるよう、これらの者に対して必要な支援及び調整を行う

事業者 (第7条)

- ・職場で働く保護者が仕事と子育てを両立させることができるよう、雇用環境の整備に努める
- ・こどもの健やかな育ちを支援する活動に協力するよう努める

市民 (第5条)

- ・地域のこどもたちに関心を持ち、こどもが地域との関わりの中で、健やかに育つ環境づくりに努める

みんなで
こどもと子育て家庭
を支援!!

学校園等関係者 (第6条)

- ・保護者や地域との連携を図り、こどもが安心して育ち、学べる環境づくりに努める

基本的施策 (第9条～第18条)**こども及び子育て家庭の支援のための基本的な施策等**

- | | |
|-----------------------------|-----------------------|
| ①切れ目のない子育て支援 (第9条) | ⑥こどもの居場所づくりの推進 (第14条) |
| ②こどもの社会参加の促進 (第10条) | ⑦安全で安心な環境づくり (第15条) |
| ③相談支援体制の充実 (第11条) | ⑧仕事と子育ての両立支援 (第16条) |
| ④支援が必要なこどもや子育て家庭への取組 (第12条) | ⑨広報及び啓発 (第17条) |
| ⑤地域における子育て支援 (第13条) | ⑩財政上の措置 (第18条) |